

大気汚染防止法の一部改正（石綿関係）について

1 背景

石綿は、天然にできた極めて細かい鉱物繊維で、耐熱性や耐摩耗性、耐火性、防音性等に優れていることから、高度成長期を中心に、様々な製品に使われ、特に建材として大量に使用されました。しかしながら、中皮腫の発症等、石綿による健康被害が社会問題化し、現在では全面的に石綿を使用する製品の新たな製造・使用等が禁止されています。大気汚染防止法では、石綿が使用された建築物等の解体、改造及び補修作業を伴う建設工事に対し、事前届出、作業基準等を定め、石綿の飛散防止対策を図っています。

<石綿に係る大気汚染防止法の規制強化の経緯>

年 度	規 制 内 容
1989 (H1)	<ul style="list-style-type: none"> 石綿を人の健康に係る被害を生ずるおそれのある「特定粉じん」と位置づけ、特定粉じん発生施設の届出制度を規定 石綿製品製造等工場の敷地境界基準を 10 本/L と規定
1996 (H8)	<ul style="list-style-type: none"> 特定建築材料（吹付け石綿）を使用する一定要件をみたす建築物を解体・改造・補修する作業を「特定粉じん排出等作業」とし、当該作業の届出制度、作業基準の遵守義務を規定
2005 (H17)	<ul style="list-style-type: none"> 特定粉じん排出等作業の規模要件等を撤廃 特定建築材料に、石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材が追加
2006 (H18)	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に加え工作物も規制対象となる。 (石綿 0.1%超の石綿製品製造等の全面禁止（労働安全衛生法）)
2013 (H25)	<ul style="list-style-type: none"> 届出者を施工者から発注者に変更 解体等に先立ち石綿有無を調べる「事前調査」の義務付け。 届出対象外の解体等工事を立入検査対象に追加

2 大気汚染防止法改正の経緯等

(1) 課題

- ① これまで規制対象となっていない石綿含有成形板等（レベル 3 建材）についても、不適切な除去を行えば石綿が飛散する。
- ② 解体等工事前の建築物等への石綿含有建材の使用の有無の事前調査において、不適切な調査により石綿含有建材の見落としが散見される。
- ③ 短期間の工事の場合、命令を行う前に工事が終わってしまう。
- ④ 不適切な除去作業により、石綿含有建材の取り残しが散見される。等

(2) 公布日

- ・ 2020 年 6 月 5 日 大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 39 号)
- ・ 2020 年 10 月 7 日 大気汚染防止法施行令の一部改正
- ・ 2020 年 10 月 15 日 大気汚染防止法施行規則の一部改正

3 改正の概要

(1) 規制対象の拡大 (課題①)

規制対象について、レベル3建材を含む全ての石綿含有建材に拡大

【現行】レベル1(吹付け石綿)、レベル2(石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材)が規制対象

※ 規制対象となる除去作業数が、現状の5~20倍に増加

(2) 事前調査の信頼性の確保 (課題②)

- ・元請業者等に対し、一定規模以上等の建築物等の解体等工事について、石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告を義務付け。

※ 環境省と厚生労働省連携の電子システムによる報告(石綿障害予防規則においても同様に業者による労働基準監督署への報告が義務付けされた。)

報告対象: 建築物の解体工事 80㎡以上、建築物の改修工事 請負金額 100万円以上、
工作物の解体・改修工事 請負金額 100万円以上

※ 特定粉じん排出等作業に係る届出については、レベル3建材は対象外(ただし、作業基準の規制は適用される。)

- ・事前調査の方法を法定化

※ 設計図書などの書面による調査及び目視による調査が必要。調査は、一定の知見を有する環境大臣が定める者(建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者等)により実施

- ・元請業者等に対し、事前調査に関する記録の作成・保存を義務付け。

(3) 直接罰の創設 (課題③)

- ・隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った者に対する直接罰を創設

※ 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

【現行】作業基準適合命令に違反した場合、罰則が科せられる。

- ・下請負人を作業基準遵守義務の対象に追加

(4) 不適切な作業の防止 (課題④)

- ・元請業者に対し、石綿含有建材の除去等作業の結果の発注者への報告や作業に関する記録の作成・保存を義務付け。

※ 一定の知見を有する者(石綿作業主任者等)による作業終了の確認

(5) その他

- ・都道府県等による立入検査対象の拡大

※ 解体等工事の現場のほか、元請業者、下請負人の営業所、事務所を追加

- ・災害時に備えた建築物等の所有者等による石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しする国及び地方公共団体の責務の創設 等

<改正法の施行期日>

- ・下記以外の規定 : 2021(令和3)年4月1日
- ・事前調査結果の都道府県等への報告 : 2022(令和4)年4月1日
- ・環境大臣が定める者による事前調査 : 2023(令和5)年10月1日

4 今後の対応

現在、建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止を徹底するため、届出対象となっている特定粉じん排出等作業（レベル1，2建材）については、原則、全ての作業において立入検査を行っています。今回の改正により、全ての石綿含有建材が規制対象になることから、対象となる作業の数が5～20倍に大幅に増加すると想定されるため、レベル1，2建材と比べ飛散性が低いレベル3建材については、検査項目を精査するなど効率的な立入検査に努め、関係機関と連携を図りながら、円滑かつ効果的な法令に基づく規制指導を行ってまいります。

また、今回の改正により、建築物等の解体作業の発注者、受注者等、法の適用対象者が多岐にわたることとなるため、建築物等の所有者等に対するリーフレット等による啓発や、解体等工事を実施する事業者等を対象とする講習会・説明会の開催など、様々な機会を捉えて、法改正の内容を幅広く周知します。

表1 大気汚染防止法に基づく規制の概要

特定建築材料等の種類	飛散性	大気汚染防止法に基づく規制			
		事前調査		届出	作業基準
		掲示	報告		
吹付け石綿	特に高い (レベル1)	義務あり	義務あり (一定規模等以上)	義務あり	遵守義務あり
石綿含有断熱材	高い (レベル2)	義務あり	義務あり (一定規模等以上)	義務あり	遵守義務あり
石綿含有保温材					
石綿含有耐火被覆材					
石綿含有成形板等	比較的低い (レベル3)	義務あり	義務あり (一定規模等以上)	-	遵守義務あり
その他の建築材料 (石綿を含まない建材)	-	義務あり	義務あり (一定規模等以上)	-	-

注) 網掛け部分は、今回の改正により追加されたもの。

表2 愛知県内の特定粉じん排出等作業の届出件数及び立入検査件数

年度	2015	2016	2017	2018	2019
届出件数	173	181	184	287	269
立入件数	143	164	191	255	252

※「吹付け工法による石綿含有仕上塗材」が「吹付け石綿」に該当する旨の環境省通知等により、2018年度に届出件数が増加した。

主なアスベスト建材

レベル1 吹付け材



- ・用途: 鉄骨耐火被覆
- ・製造時期: ~1975



- ・用途: 機械室吸音材
- ・製造時期: ~1975

レベル2 保温材・被覆材・断熱材

石綿含有けい酸カルシウム板第2種



- ・用途: 鉄骨耐火被覆
- ・製造時期: ~1997

石綿・けいそう土・パーライト・ 石綿けい酸カルシウム等 各種保温材



配管エルボの保温材

- ・用途: 配管エルボの保温材
- ・製造時期: ~1980

レベル3 その他石綿含有建材(石綿含有成形板等)

ビニル床タイル



- ・用途: 床材
- ・製造時期: ~1987

スレート波板



- ・用途: 外装材
- ・製造時期: ~2004